

## 1. 短期集中予防サービスについて



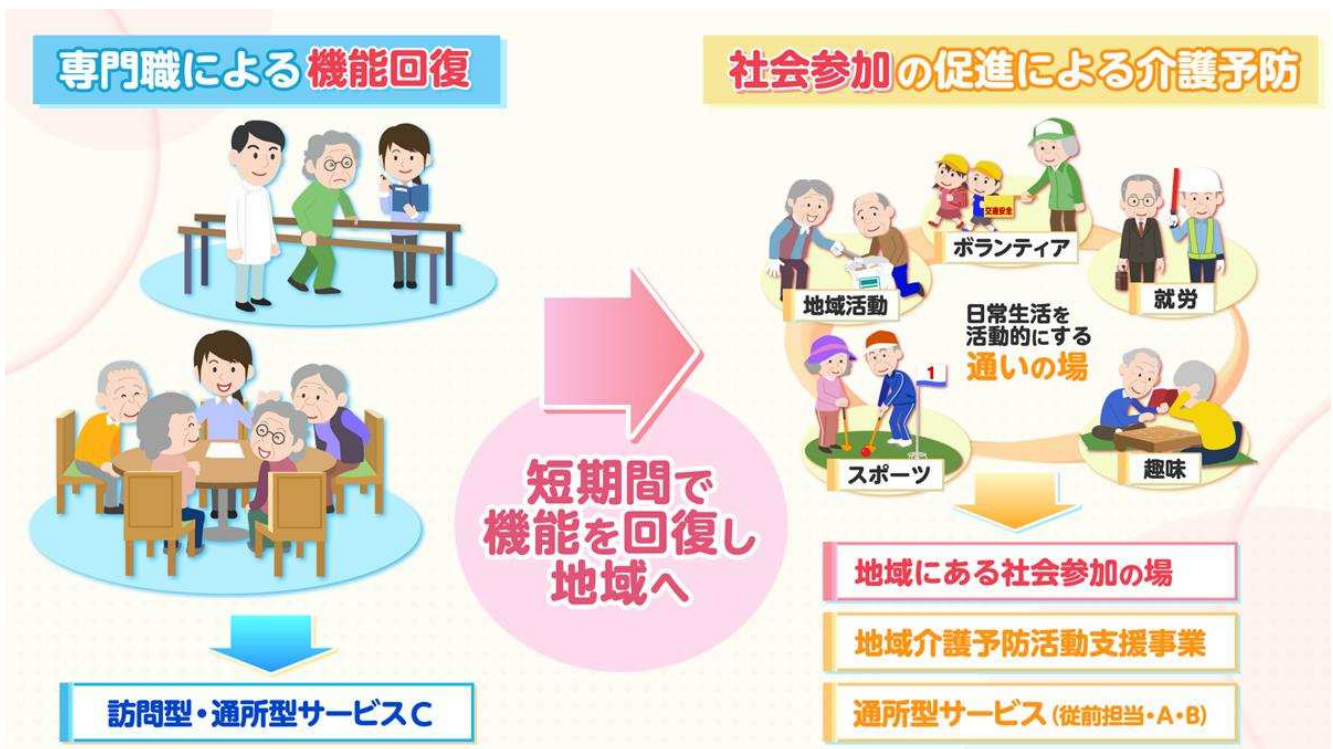
加賀市健康福祉部長寿課

令和元年 9 月 26 日



# 短期集中予防サービスの概要

項目	内 容
サービス概要	入院や廃用症候群などにより心身の機能低下に伴う生活機能が低下している高齢者を対象として、短期的集中的にリハビリテーション等を行うことで、元の生活に戻すことを目的とするサービス。 通所を中心として訪問を組み合わせることで自宅での生活を踏まえたリハビリテーション等を行う。
対象者	以下のすべてに該当する方 (1)総合事業対象者・要支援1・要支援2の方 (2)入院や廃用症候群等により機能低下した方 (3)回復意欲のある方 ただし、認知機能低下やうつ傾向、精神疾患、難病など改善見込みが少ない方でないこと
期間	原則3か月（最長6か月）
場所 （実施意向のあった事業所）	・葵の園・丘の上（通所リハビリテーション） ・渋谷医院デイケアほほえみ（通所リハビリテーション） ・山中温泉めぐもり診療所（通所リハビリテーション）
事業開始	令和元年10月1日



（短期集中予防サービス）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」（平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）より

## サービス内容

項目	内 容
プログラム内容	<p>通所を基本として訪問を必ず組み込む  <b>通所（週1回＝12回実施）</b>            1回90分以上（120分程度）            セルフケア能力向上のためのプログラム（集団と個別の組み合わせ）  <b>訪問（月1回以上＝3回以上実施）</b>            1回30分以上            実際の終了後の生活に合わせたプログラム</p> <p>※回数は通所を週1回のほか月1回の訪問を行う想定だが、要支援1の利用限度額の範囲内で組み合わせる            （特に必要な場合は要支援2の利用限度額まで利用可とする）</p>
健康管理	血圧・体重等測定・記録し、看護師等による自己管理（セルフケア）の指導を行う
入浴指導	入浴指導が必要な利用者に実施可（加算）4回まで
終了後	元の生活に戻ることを原則とし総合事業や介護予防サービス等の利用は想定しない 地域型はつらつ塾、地域おたっしやサークル、サロン、老人会等、社会参加へつなぐことを基本とする
送迎	あり

### 《参考》短期集中予防サービスの流れ

項目	具体的内容
1 初回訪問	地域包括支援センター職員又はランチ職員が、面接等により利用者が本サービスの対象者であることを確認し、利用者へのサービスの説明及び意向確認を行う。申し込み書類等の作成を行う。あわせて担当ケアマネ及び利用する事業所を調整する。
2 退院カンファレンス	入院中患者の場合、ケアマネとサービス提供事業者のリハ職員が退院カンファレンスに出席し、入院中のリハビリ状況や退院後の支援を行う上での留意点などを確認する。
3 退院後自宅訪問	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">}</div> <div>           ケアマネとリハ専門職が対象者の自宅を訪問し、ICFの視点でアセスメントを行い生活課題、取り戻したい元の生活を把握。→ケアプラン原案を作成         </div> </div>
4 サービス担当者会議	
	ケアマネはケアプランを作成し利用者の同意を得る。 サービス提供事業者のリハ職員は個別計画を作成し利用者の同意を得る。
5 サービス実施	初回通所時に開始時の評価測定を行う。 原則として通所サービス12回（週1回）を実施する。 その他3回以上（月1回）の自宅訪問で目標の達成度を確認する。 通所9回～11回までに社会参加活動へのつなぎを行う。 最終12回目の通所時に終了時の評価測定を行う。
6 サービス担当者会議	（最終12回目の通所前に実施） ケアマネ、サービス提供事業者のリハ職員、その他のサービス事業者が集まり、目標の達成度合いを確認する。
7 元の生活、社会参加	元の生活、社会参加の継続
8 モニタリング	ケアマネは、サービス終了後3か月を目途に訪問し、生活状況の把握。その後、必要であれば、地域包括支援センター等へ引き継ぐ。

## 《参考》短期集中予防サービスの委託単価（令和元年10月～）

### 単価表

項目			委託料	利用料（本人負担分）
サービス費	通所	90分以上	3,500円	500円
		入浴指導（加算）	800円	200円
	訪問	30分以上60分未満	6,000円	0円
		60分以上90分未満	9,000円	
		90分以上	12,000円	
事務費			サービス費合計の10%	0円

### 標準的な費用額の例（3か月＝12回）

項目			委託料単価	委託料	利用料単価	利用料
サービス費	通所	90分以上×12回	3,500円×12回	42,000円	500円×12回	6,000円
		うち入浴指導×4回	800円×4回	3,200円	200円×4回	800円
	訪問	60分以上90分未満×3回	9,000円×3回	27,000円		
事務費		サービス費合計の10%	72,200円×10%	7,220円		
小計				<b>79,420円</b>		<b>6,800円</b>
合計				<b>86,220円</b>		

## 《参考》これまでの検討等実施状況①

日程	内容
平成30年5月25日	第1回「短期集中型サービスC実施検討会」 ・加賀市の課題及び短期集中型サービスCの概要について ・全国の先駆的事例
平成30年7月11日	県内視察 (小松市：やわた健康スタジオ 通所介護事業所) (志賀町：町立富来病院リハビリ室)
平成30年7月26日	第2回「短期集中型サービスC実施検討会」 ・視察研修報告 ・モデル事業の内容検討 ・今後のスケジュールについて
平成30年10月	・医療機関向け モデル事業受託意向の聞き取り ・介護保険事業所向け モデル事業受託意向調査
平成30年11月12日	短期集中型サービスC実施担当者説明会 (ソーシャルワーカー、リハビリテーション専門職等)
平成30年12月20日	モデル事業実施事業所対象の説明会

## 《参考》これまでの検討等実施状況②

日程	内容
平成31年2月 ～令和元年6月	モデル事業（5か月間）
令和元年7月25日	第3回「短期集中型サービスC実施検討会」 <ul style="list-style-type: none"><li>・モデル事業実施の報告</li><li>・加賀市の短期集中型サービスCの概要決定について</li><li>・委託料について</li></ul>
令和元年8月22日	受託事業者向け説明会
令和元年8～9月	事業受託意向調査
令和元年9月13日	介護支援専門員、医療機関相談員対象の説明会
	市民周知（広報かが10月号、チラシ）
令和元年10月1日	短期集中予防サービス 事業開始予定